

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 12 月 19 日

県立長野図書館長 平賀 研也

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 県立長野図書館 1 階女子トイレほか改修工事
- 3 工事箇所名 長野市若里 1-1-4 県立長野図書館

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が 797 点以下であること。
 - ウ 長野地域振興局管内に、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - エ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと
- (3) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(届出の義務がない者は除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5 工事完成期限 工事開始日（契約日の翌日）から約 60 日間

6 前 金 払

原則として、1 件の契約額が 100 万円以上の工事等について、契約金額の 4 割の範囲内で前金払をします。

7 部 分 払

原則として、1 件の契約額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を平成 30 年 12 月 19 日(水)から平成 31 年 1 月 10 日(木)までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市若里 1－1－4

県立長野図書館 総務課

電話 026（228）4500

9 入 札 の 手 続 等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 31 年 1 月 11 日（金） 午後 2 時

イ 場所 県立長野図書館 2 階 ウチデル

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成 31 年 1 月 7 日(月)午後 3 時までに、上記 8 の県立長野図書館 総務課に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

10 入 札 保 証 金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して館長の確認を得たとき。
- (2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと館長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

11 入 札 の 無 効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

12 契 約 書 作 成 の 要 否 必要とします。

13 落 札 者 の 決 定 方 法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

14 その他

詳細は、入札説明書によります。

県立長野図書館